

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年8月4日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第7回新株予約権 15,200,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,015,200,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	100,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	15,200,000円
発行価格	新株予約権1個につき152円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.52円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成28年8月22日(月)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社ピクセラ 管理部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
払込期日	平成28年8月22日(月)
割当日	平成28年8月22日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店

- (注) 1. 本有価証券届出書により募集する第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)については、平成28年8月4日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と合わせて第8回新株予約権(以下、別件新株予約権という。)の発行についても決議しております。別件新株予約権の発行数は100,000個、目的である株式の総数は10,000,000株であります。
なお、別件新株予約権の発行については平成28年9月16日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第6条に定めた発行可能株式総数を、現在の39,000,000株から100,000,000株に変更する議案が承認されることを条件とします。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととします。
5. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。
Oakキャピタル株式会社
6. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は10,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金100円とする。ただし、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} + \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,015,200,000円 ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日から平成30年8月21日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ピクセラ 管理部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額とする。ただし、行使価額が同欄第3項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金152円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--------------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. ロックアップ条項

当社はOakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

7. 先買権条項

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

開示書類に記載された既発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の転換及び第6回新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本条並びに前条は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成28年8月22日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

8. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,015,200,000	10,000,000	1,005,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額15,200,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額1,000,000,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用1,750,000円、弁護士報酬費用2,100,000円、登記関連費用3,500,000円、その他諸費用2,650,000円を予定しております
4. 平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と合わせて別件新株予約権の発行についても決議しております。別件新株予約権に係る手取金の額は以下のとおりであります。

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,000,300,000	10,000,000	990,300,000

5. 上記別件新株予約権の発行諸費用の概算額の内訳は、別件新株予約権公正価値算定費用1,750,000円、弁護士報酬費用2,100,000円、登記関連費用3,500,000円、その他諸費用2,650,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
LTE搭載ゲートウェイ開発費	55.15百万円	平成28年8月～平成29年10月
テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年8月～平成29年10月
VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年8月～平成29年9月
AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年8月～平成30年7月
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年8月～平成30年2月
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年8月～平成30年2月
IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年8月～平成30年2月
TVチューナー搭載STB等製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権の行使による調達額(1,000百万円)につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記の順に充当する予定であります。
3. 平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と合わせて別件新株予約権の発行についても決議しております。別件新株予約権に係る手取金の使途は以下のとおりであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
LTE搭載ゲートウェイ開発費	55.15百万円	平成28年9月～平成29年10月
テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	平成28年9月～平成29年10月
VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	平成28年9月～平成29年9月
AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	平成28年9月～平成30年7月
カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	平成28年9月～平成30年2月
音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	平成28年9月～平成30年2月
IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	平成28年9月～平成30年2月
TVチューナー搭載STB製造に係る運転資金	508百万円	平成28年12月～平成29年4月

4. 本新株予約権及び別件新株予約権の発行による資金調達の目的及び具体的な使途は以下のとおりであります。

(1) 当社のこれまでの経営戦略

当社は、昭和57年の創業以来、デジタル機器を通じて社会に貢献することをテーマとして、技術開発を基軸に、ソフトウェア、ハードウェア半導体設計に至るまで、すべての基幹技術を自社で開発し、マルチメディアを身近にする新しい技術や製品を一気通貫で提供できることを当社の強みとしてまいりました。

これまで当社が中核事業としてきたホームAV事業、パソコン関連事業、AVソフトウェア事業の3つの事業においては、これまで当社が培ってきた、画像・音声のコーデック技術、画像処理技術、デジタルテレビ放送処理技術を活かし、ハードウェア、ファームウェア、ドライバ、ミドルウェア、アプリケーションをWindows、Mac、Android、組み込みOSなど様々なマルチプラットフォームで、ワンストップ・ソリューション設計開発を強みとした事業展開を進めてまいりました。

これら3つの市場環境の急激な変化や市場規模そのものの縮小に対応し、新たな事業基盤を構築すべく、平成27年8月のファイナンスにより調達した資金を活用し、新規事業としてIoT関連事業、自動多言語翻訳システム事業、AR/VR事業の3つの成長事業への投資を積極的に進めてまいりました。これら3つの新規事業においても、当社がこれまで培ってきた様々なマルチプラットフォームでのワンストップ・ソリューション設計開発力を効果的に活かすことができ、その結果、積極的に注力してまいりました新規事業領域のみならず、既存事業の領域におきましても相乗効果が生まれ、以下の通り、当社の経営基盤の安定化と企業価値拡大へ向けて、新規事業および既存事業について、今期の業績寄与は限定的ですが、それぞれの開発及び商談が併行して進捗しております。

(新規事業)

IoT関連事業

- ・Z-Wave(センサーネットワーク向け近距離無線方式)によるZ-Waveゲートウェイ並びにセンサー製品の製造・販売開始
- ・Altair社(イスラエル)との提携によるLTE対応ドングルの開発完了と製造・販売の開始
- ・Amazon Web Services社(米国)が提供するアマゾンウェブサービス(AWS)のAPNテクノロジーパートナーに認定され、今後はAWSが運営するウェブサイトや共催セミナー等を通じたIoTサービスの販売促進により、当該新サービスの市場展開を拡充・拡大していくことが可能となる
- ・一般家庭で離れた場所から家の監視や家族の見守りを工事不要で簡単に導入できる簡易ホームセキュリティ「Conteホームサービス」の販売を開始
- ・インターネット通信事業者、サービス事業者、住宅関連事業者、ケーブルテレビ局等、様々な業種の企業と商談進行中

自動多言語翻訳システム事業

- ・2016年5月のG7伊勢志摩サミットに先立ち開催された総務省主催「G7香川・高松情報通信大臣会合」にてテレビ字幕をリアルタイムに翻訳する「多言語音声翻訳システム」をG7各国の情報通信担当大臣へプレゼンテーション実施
- ・スマートフォン、タブレット、液晶テレビ、セットトップボックス(STB)を通じた翻訳サービス並びに防災情報の提供などの実用化へ向け、既に開発の最終段階に入っている
- ・ホテル、旅館向け機器販売事業者と商談進行中

AR/VR事業

- ・株式会社IMAGICA TVと共同でサッカーの試合をパノラマVRにてライブ配信を行う実証実験を開始
- ・パノラマVR視聴アプリケーション「パノミル」の提供を開始
- ・様々なスポーツ分野、芸能分野において、関連事業者と商談進行中

(既存事業)

既存事業においては、当社が日本国内における地上デジタル放送への完全移行に向けて地上デジタルチューナー(2010年6月に総務大臣表彰を受賞)を製造・販売した経験を活かして、海外での地デジ対策向け案件獲得に繋げてきたこと、また、まもなくスタートする予定の4K試験放送に絡んで当社のSTB技術に対する注目が高まってまいりました。これらの要因により以下の様な大型案件の獲得機会を得ることができております。

- ・地上デジタル放送日本方式採用国向け高度化対応受信機およびモバイル端末対応受信機の試作
- ・大手通信事業者向けのSTBの企画・開発の継続

当社STB技術を後述のAI機能付き融合事業の技術要素のひとつとして活用します。

(2) 当社のこれからの成長戦略

3つの新規事業であるIoT関連事業、自動多言語翻訳システム事業、AR/VR事業について、今期の業績寄与は限定的ですが、それぞれの開発及び商談が併行して進捗していることから、それぞれの事業が当社の将来の中核事業へ成長していくものとの確信を高めました。引き続きこれら3つの事業領域を成長事業分野と定め投資を継続していくこととし、当社は成長戦略を推進させるための資金調達を検討してまいりました。

IoT関連事業

IoT (Internet of Things) とは、「あらゆるモノ」がインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にする技術であり、人それぞれの意識や行動パターン、各種センサーや家電、自動車や家具、建築物、また、教育や医療の現場など一見ITとは無関係なものが、インターネットで繋がり、様々な相互作用を生み出し、人々のライフスタイルに大きな変化をもたらされることにより新たな経済圏が創出され、国内市場規模は2020年までに13兆円を超えると予測されております(出所: IDCジャパン)。

当社のこれまでの当該事業への投資の成果は「(1) 当社のこれまでの経営戦略」で述べたとおりですが、引き続き当該事業への投資を継続するとともに、以下の事業領域へ本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

LTE搭載IoTゲートウェイ開発

LTE搭載IoTゲートウェイ開発費として110.3百万円を充当することを予定しております。

自動多言語翻訳システム事業

これまでの自動翻訳は、パソコンなどにインストールされている自動翻訳アプリケーションによる方法が主流でしたが、ICT (Information and Communication Technology) 技術革新により徐々にクラウド上で提供されるサービスへ移行すると予想されます。またスピードが高まり、精度が高い自動翻訳が可能となれば、スマートフォンやタブレットなど、あらゆるデバイスでサービス利用拡大が見込まれます。

当社が持つ映像処理技術やデジタル放送処理技術、無線LANを利用したハードおよびソフト開発力はインターネットや各種デバイスなどの技術革新とも関連性が強く、これら技術を応用した自動翻訳システム事業参入により、新たな収益基盤を確立してまいります。現在のところ、当社の翻訳サービスは、総務省所管の国立研究開発法人であるNICT (情報通信研究機構) が保有する27カ国語対応の翻訳エンジンを賃借し、当社のサーバーでクラウド・サービスとして提供する予定です。

当社のこれまでの当該事業への投資の成果は「(1) 当社のこれまでの経営戦略」で述べたとおりですが、引き続き当該事業への取り組みを継続するとともに、以下の事業領域へ本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

テレビ/VOD字幕翻訳システム開発

テレビ/VOD字幕翻訳システム開発のクライアントアプリ開発費及び受信機開発費として82.2百万円を充当することを予定しております。

AR/VR事業

AR/VR (Augmented Reality / Virtual Reality) とはコンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせ3D-CGなどで人工的に現実感を作り出す技術をいいます。当社が持つ映像処理技術を活用して360度パノラマ映像をスマートフォンやパソコン、ゲーム機、家電(テレビやSTB)、ヘッドマウントディスプレイ(HMD)で視聴できるシステム開発を進めており、スポーツのライブ中継、演劇や音楽の公演のライブ中継、企業のAR/VRを活用した広告配信などのシステム運営事業を手掛けてまいります。

当社のこれまでの当該事業への投資の成果は「(1) 当社のこれまでの経営戦略」で述べたとおりですが、引き続き当該事業への取り組みを継続するとともに、以下の事業領域へ本新株予約権により調達する資金を投資してまいります。

VRライブ配信システム開発

当社のスポーツVRライブ配信システムの実証実験の結果も踏まえ、当該システムの完成度を高める為の更なる投資が必要と考えており、スポーツ以外の用途も対象としたクライアントアプリ開発費として52.2百万円を充当することを予定しております。

AI機能付き融合事業(ホームAV事業+IoT関連事業+自動多言語翻訳事業+AR/VR事業)

上記の成長戦略の推進に加え、当社のIoT関連事業、自動多言語翻訳事業およびAR/VR事業におけるこれまでの進捗状況に鑑みて、2030年には国内市場86兆円(出所: EY総合研究所)を超えると見込まれているAI(人工知能)市場にて、AIとIoT関連事業、自動多言語翻訳事業およびAR/VR事業を融合させた新しい事業創出を目指してまいります。さらには当社の既存事業の一つであるホームAV事業にこれら事業を融合させた新しい事業創出を目指してまいります。

具体的には当社主力製品のTVチューナーやSTB製品にIoTゲートウェイ機能、字幕多言語翻訳機能、VR視聴機能を付加したもので、当社の新規事業の集大成となる商品/サービスとなります。

a) AI機能付き4K映像受信システムの開発

車が様々なセンサーを搭載し、かつ、インターネットに接続され、運転をはじめ、様々な機能が自動化されつつあります。

一方、住宅内も同様、今後は様々なセンサーが設置され、住宅が居住者毎のニーズに対応し、最適な環境を提供すべく様々な機能を自動的に提供するようになると考えられます。

当社では、コネクティッドカーの住宅版を実現すべく、AI(人工知能)を搭載したIoTサーバーと接続し、居住者の健康状態や気分に合わせて住環境に設定調整し、個々の好みに合わせたVR映像やVOD映像、テレビを再生する、自然な音声対話(コンシェルジュ機能)も可能な次世代のスマート4K映像受信システムを開発いたします。

当該AI機能付き4K映像受信システムの開発費として265百万円を充当することを予定しております。

b) カメラ画像による顔/表情認識サーバー開発

IPカメラ映像からAI(人工知能)を活用し人物同定、表情分析を自動で行うサーバーです。

IoT事業の一例として、店舗にカメラを設置し、お客様の滞在時間や表情分析からの顧客満足度測定、客単価との相関関係などAI(人工知能)を活用した新しいマーケティングサービスを提供することが可能となります。また、AR/VR事業の一例として、スポーツVRライブ映像配信システムにおいて、選手の顔や背番号を認識し、選手の特定や追従が可能で。

当該サーバー開発費として156.6百万円を充当することを予定しております。

c) 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発

ユーザーと音声を使った自然な対話を行う、AI(人工知能)を搭載したコンシェルジュサーバーです。

例えば、ユーザーが「TVを見たい」と発言すると、ユーザーの趣向に合わせたテレビ番組をリコメンドしたり、顔表情分析サーバーと連動して、健康を気遣ったり、ユーザーの趣向に合わせたインターネット上の記事を音声で紹介してくれたりします。

当該サーバー開発費として182.7百万円を充当することを予定しております。

d) IoTによるビッグデータ分析サーバー開発

温湿度など家庭内に設定された様々なセンサー、体組成計などの健康機器、TVやVODなどの視聴データ、スマホでの歩数やGPSデータなど、個人や住宅のデータをビッグデータとして収集し、相関関係を分析し、個々人に適したリコメンドを返すサーバーです。

スマホだけでなく、家庭内センサー、健康機器、TV視聴データ、お天気などのWebサービスデータなど、個人および個人を取り巻く外的要因もビッグデータとして扱うことで、新しい発見を目指します。

当該サーバー開発費として130.5百万円を充当することを予定しております。

e) TVチューナー搭載STB等製造に係る運転資金

AI機能付き4K映像受信システムの一つとして、インターネットに接続可能なTVチューナー搭載STB等における大手通信事業者向けの商談が進行しており、8月中旬に詳細が決定いたします。係る大型案件はその規模も大きく、一定の投資を必要としながらも、期待される売り上げ規模および当社の収益への貢献に鑑みて、当社の強みであるワンストップ・ソリューション設計開発力を発揮できることとIoT機能を加えることで付加価値を一層高めることができると考えております。しかしながら、本案件を推進するにあたっては、製造委託先等への支払いが先行するため、手元資金のみでは不足する見込みであり、本新株予約権により調達する資金を充当してまいります。

当該運転資金として1,016百万円を充当することを予定しております。

以上の成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保し、収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と並行して、以下の別件新株予約権の募集を決議し、同日に有価証券届出書を提出しております。

< 別件新株予約権の募集要項 >

(1)	割当日	平成28年9月20日
(2)	払込期日	平成28年9月20日
(3)	発行新株予約権数	100,000個(新株予約権1個につき100株)
(4)	発行価額	新株予約権1個につき3円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.03円)
(5)	当該発行による潜在株式数	10,000,000株
(6)	調達資金の額	1,000,300,000円(新株予約権発行による調達額300,000円、新株予約権行使による調達額1,000,000,000円)
(7)	行使価額	1株当たり100円
(8)	募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当(Oakキャピタル株式会社 100,000個)
(9)	その他	上記各号については、本件第三者割当は金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること及び平成28年9月16日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第6条に定めた発行可能株式総数を、現在の39,000,000株から100,000,000株に変更する議案が承認されることを条件とする。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度第155期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月24日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式2,030,100株及び第6回新株予約権28,800個（潜在株式数2,880,000株）を保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権の割当先であるO a k キャピタル株式会社と度重なる協議を行いました。その結果、平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権において、O a k キャピタル株式会社は新株式の発行代金を全額払い込んだことと、当社の資金需要に沿って新株予約権を行使してきた実績に加えて、O a k キャピタル株式会社による当社の事業戦略に係る提案による当社の新規事業展開に貢献してきた実績を踏まえ、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し同社を割当先の候補といたしました。

O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。O a k キャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為の資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

この度の割当予定先としての選定によって、割当予定先から顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等が期待され、業績向上により当社の事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株予約権の割当により、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、O a k キャピタル株式会社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介などにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成28年8月4日開催の当社取締役会において、O a k キャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、平成28年7月12日に、証券取引等監視委員会より、O a k キャピタル株式会社の元社員が内部取引の事実が認められるとして、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当該元社員に対し課徴金納付命令を発出するよう勧告を行なったとの公表がなされました。

本件についてO a k キャピタル株式会社より、勧告の内容および再発防止策について説明を受けるとともに文書を受領し、O a k キャピタル株式会社のコンプライアンスや情報管理向上に向けた方針および体制について確認しております。当該内容を踏まえ、また平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権においてO a k キャピタルの新株予約権行使状況及び顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等の実績から、今回の資金調達においても同様の支援体制を期待できると考え、O a k キャピタル株式会社を割当先とすることは合理的であると判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の総数は100,000個、本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株であります。

また、平成28年8月4日開催の取締役会において、本新株予約権と併せて別件新株予約権についても決議しております。別件新株予約権のO a k キャピタル株式会社に割り当てる別件新株予約権の総数は100,000個、別件新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株であります。

なお、本新株予約権及び別件新株予約権を合計するとO a k キャピタル株式会社に割り当てる新株予約権の総数は200,000個、新株予約権の目的である株式の総数は20,000,000株となります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より、本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨の報告を受けております。これに加えて、O a k キャピタル株式会社の平成28年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた財務諸表の閲覧等により、同社が本新株予約権の発行価額の総額の合計以上の現預金を保有していること、及び本新株予約権の行使に必要な資金について同社が保有する営業投資有価証券の売却益を充当するなど資金調達手段を確保していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはO a k キャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において「コンプライアンス行動規程において、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断することを定めております。反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的として、反社会的勢力への対応にあたり基本的な方針や具体的な対応について定めております。」との記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役社長 野口 真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成28年8月3日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート-0.164%)、ボラティリティ(70.06%)、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項(当該条項の詳細は、「1[新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)](2)[新株予約権の内容等]表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり)及び1日当たりの売却可能

株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(本新株予約権は平成28年8月22日から平成30年8月21日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の払込金額を152円(1株当たり1.52円)と算定いたしました。なお、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))を目的に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金152円(1株当たり1.52円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年8月3日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の99円を参考に100円(プレミアム率1.01%)といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「業績予想の修正に関するお知らせ」を平成28年7月28日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均108.05円に対する乖離率は7.45%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均108.11円に対する乖離率は7.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.60円に対する乖離率は7.92%となっております。

また、当社監査役3名全員(うち、社外監査役2名)は、本新株予約権の発行については、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される株式数は10,000,000株（議決権の数は100,000個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株（議決権の数は256,790個）に対して38.76%（議決権の総数に対する割合は38.94%）の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株（議決権の数は100,000個）及び別件新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株（議決権の数は100,000個）を合わせた株式数は20,000,000株（議決権の数は200,000個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数254,798,981株（議決権の数は2546,790個）に対して77.5280.65%（議決権の総数に対する割合は77.8881.04%）の割合で希薄化が生じることとなります。

本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高1,167,000株に対して、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株を本新株予約権の行使期間2年間（500営業日と仮定）で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は20,000株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の1.71%程度であることに加えて、別件新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株を加えた場合でも1日当たりの売却株式数は約40,000株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の3.43%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数10,000,000株に係る割当議決権数は100,000個となり、当社の総議決権数256,790個（平成28年8月4日現在）に占める割合が38.94%となります。

また、本新株予約権の目的である株式の総数10,000,000株及び別件新株予約権の目的である株式の総数10,000,000株を合わせた20,000,000株に係る割当議決権数は200,000個となり、当社の総議決権数256,790個（平成28年8月4日現在）に占める割合が77.88%（本新株予約権行使分：38.94%、別件新株予約権行使分：38.94%）となります。

したがって、割当予定先のOakキャピタル株式会社が割り当てられた割当議決権数を所有した場合には、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権及び別件新株予約権の発行は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	2,030,100	7.91%	12,030,100	33.72%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	9.89%	2,538,381	7.11%
田中 良和	京都市伏見区	888,000	3.46%	888,000	2.49%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	3.12%	800,000	2.24%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1号	650,000	2.53%	650,000	1.82%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	630,700	2.46%	630,700	1.77%
株式会社エス・エス・ディ	大阪府富田林市藤沢台6丁目24番22号	475,000	1.85%	475,000	1.33%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	382,100	1.49%	382,100	1.07%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	256,600	1.00%	256,600	0.72%
畑 隆夫	京都市西京区	157,700	0.61%	157,700	0.44%
計		7,808,581	34.30%	18,808,581	52.72%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成28年3月31日以降の総議決権数の増加及び株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年8月4日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数10,000,000株を加えた株式数によって算出しております。

本新株予約権及び別件新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
Oakキャピタル 株式会社	東京都港区赤坂八丁目 10番24号	2,030,100	7.91%	22,030,100	48.23%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	9.89%	2,538,381	5.56%
田中 良和	京都市伏見区	888,000	3.46%	888,000	1.94%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	3.12%	800,000	1.75%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅 場町1丁目14番1号	650,000	2.53%	650,000	1.42%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1 丁目14番1号	630,700	2.46%	630,700	1.38%
株式会社エス・エ ス・ティ	大阪府富田林市藤沢台 6丁目24番22号	475,000	1.85%	475,000	1.04%
株式会社SBI証 券	東京都港区六本木1丁 目6番1号	382,100	1.49%	382,100	0.84%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	256,600	1.00%	256,600	0.56%
畑 隆夫	京都市西京区	157,700	0.61%	157,700	0.35%
計		7,808,581	34.30%	28,808,581	63.07%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成28年3月31日以降の総議決権数の増減及び株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年8月4日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数10,000,000株及び別件新株予約権の目的である株式の数10,000,000株を加えた株式数によって算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の行使により発行される株式数は10,000,000株(議決権の数は100,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して38.76%(議決権の総数に対する割合は38.94%)の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)及び別件新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合わせた株式数は20,000,000株(議決権の数は200,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して77.52%(議決権の総数に対する割合は77.88%)の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達は、成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保して収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。資金調達の方法としては、新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、直接金融での資金調達を行うことといたしました。なお、金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容及び継続企業の前提に関する注記の解消に至っていない現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株予約権及び別件新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、による今回の資金調達のスキームは、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

割当予定先であるOak Capital株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する投資会社であり、豊富な投資実績を有するとともに、企業投資に付随して、成長戦略の策定や営業支援なども行うなど、投資先企業の企業価値向上のための総合的な支援体制を有しています。

割当予定先における当社に対する投資方針は純投資であり、株価が上昇した場合には、順次売却を進め、株式の長期保有又は経営参加若しくは企業支配の意思はないことに加え、当社の資金需要に応じた新株予約権の行使が見込まれ(株価が行使価額に満たない場合であっても妥当な資金使途であると判断できる場合は行使を実施した実績がある)、払込資金に関する問題もないことから、かかる割当予定先の保有方針及び投資方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても(上記の保有・売却方針から、結果として50%等の保有比率となる事は想定していません。)、相当なものであると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株予約権の行使により発行される株式数は10,000,000株(議決権の数は100,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して38.76%(議決権の総数に対する割合は38.94%)の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)及び別件新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合わせた株式数は20,000,000株(議決権の数は200,000個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数25,798,981株(議決権の数は256,790個)に対して77.52%(議決権の総数に対する割合は77.88%)の割合で希薄化が生じることとなります。

したがって、割当予定先のOak Capital株式会社が割り当てられた割当議決権数を所有した場合には、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権及び別件新株予約権の発行は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたしません。

しかしながら、当社取締役会では、今回の資金調達により、成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保して収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

また、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条第2号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社とは利害関係の無い弁護士及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成28年8月4日付で野城大介氏（弁護士法人きっかわ総合法律事務所）及び社外監査役2名（河崎達夫氏および野垣浩氏）から当社の取締役会に対して、

資金調達の方法に関して、将来における対象会社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の維持・向上させるためには、必要な資金を調達することで、財務体質を改善・強化して、市場縮小に苦しむ既存事業の維持・改善を図りつつ、定評のある技術開発力を生かして新規事業を含めた成長戦略および事業戦略を推進し、安定収益を確保して収益力を高め、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況を脱却し、対象会社の信用を回復すること、が不可欠であること、

資金調達の方法に関して、借入、公募増資、株主割当等、他の調達方法を比較検討した上で、本新株予約権の発行を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、

本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期が合理的であること、

割当予定先に関し、前第三者割当に関連して、平成28年7月12日、証券取引等監視委員会が金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、割当予定先社員の内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の発出勧告を行っているが、割当予定先は、当社に対し書面を提出し、謝罪すると共に、コンプライアンスマニュアルを新たに制定

し、全役職員に配布を行うことにより自己点検の実効性を高めること、日常的な啓蒙と定期的な社内研修による教育を通じて、情報管理体制及び内部者取引防止に係る管理体制をさらに充実させ、これまで以上に全役職員のコンプライアンス意識の向上及び情報管理に努めることを誓約していることからすれば、前第三者割当において当社の資金需要に従って新株予約権を行使し新規事業展開に貢献してきたこと、顧客や事業提携先の紹介新規事業推進に向けた営業支援などで寄与することが今後も期待されることなどの優位性が認められ、割当予定先を割当先とすることは不適切とまでは認められないこと、

本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算出した結果に基づいて決定しており、行使価額を含む発行条件及び算定条件について不合理な点はないと認められること、

本新株予約権の発行による資金調達が当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであるから、著しく不合理な水準ではないと認められること

～ を総合的に勘案した結果、本新株式及び本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書を受領いたしました。

以上の検討及び対応策並びに経営者から一定程度の独立した者による意見内容を踏まえ、当社取締役会は本新株予約権及び別件新株予約権の発行を決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第34期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書の提出日（平成27年12月22日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年8月4日）までの間に、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年12月22日～ 平成28年8月4日 (注)	5,120,000	25,798,981	258,739	1,904,403	258,739	803,112

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期）及び四半期報告書（第35期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月4日）までの間において重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の（継続企業の前提に関する重要事象等）に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(4) その他のリスク

～ 略

新株予約権の権利行使による株式価値の希薄化について

平成27年7月17日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法による第6回新株予約権を発行いたしました。また、平成28年8月4日の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法による第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行について決議いたしました。これらの新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれ第6回新株予約権は2,880,000株、第7回新株予約権は10,000,000株及び第8回新株予約権は10,000,000株となり、合計すると22,880,000株となります。これは当社の発行済株式総数25,798,981株の88.69%にあたり、行使により当社株式1株あたりの株式価値が希薄化される可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度においては債務超過は解消したものの、4期連続の営業損失を計上しました。さらに当第2四半期連結累計期間においては1億93百万円の営業損失を計上し、当第3四半期連結累計期間についても営業損失が拡大する見込みとなっております。よって、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループでは、当該状況を解消すべく新規事業の収益化への注力や固定費の削減などの施策を実施しておりますが、本有価証券届出書提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3. 最近の業績の概要

第35期第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

会計期間	第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
売上高(百万円)	1,372

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査も終了しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成27年12月22日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第34期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成28年1月6日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第2四半期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	平成28年5月13日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第35期第2四半期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	平成28年5月20日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月22日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において366,916千円の営業損失を計上し4期連続の営業損失となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度終了後、第6回新株予約権の一部について権利行使が行われ、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社ピクセラが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月22日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において360,763千円の営業損失を計上し4期連続の営業損失となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。
なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当事業年度終了後、第6回新株予約権の一部について権利行使が行われ、会社の資本金及び資本準備金が増加している。
当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 5月13日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 明彦 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 岡本 光弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において債務超過は解消したものの、4期連続の営業損失を計上した。さらに当第2四半期連結累計期間においては1億93百万円の営業損失を計上し、2億38百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失となり、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は四半期連結財務諸表には反映されていない。

- 重要な後発事象に記載されているとおり、当第2四半期連結会計期間終了後、第6回新株予約権の行使により払込み及び新株式の発行が行われ、会社の資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。